



大津市公報

平 成 3 1 年 2 月 1 5 日
第 2 2 6 8 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次	
告 示	
24	道路の区域の変更について..... 1
25	道路の供用の開始について..... 2
38	湖都大津まちづくり寄附条例に係る寄附金の収納事務の委託について..... 2
39	住民票の消除について..... 2
40	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出について..... 2
41	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定について..... 3
42	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の更新について..... 3
43	生活保護法による指定医療機関の指定等について..... 3
44	生活保護法による指定介護機関の再開の届出について..... 4
45	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定等について..... 4
46	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の再開の届出について..... 4
47	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定について..... 5
公 告	
	道路位置指定公告..... 5
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 5
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 6
議 会 議 長 告 示	
1	大津市議会会議規程の一部改正..... 6

告 示

大津市告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成31年2月1日から同月15日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月1日

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 間	変 更 の 前後の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
市道北2416号線	大津市衣川三丁目字庄田286番163地先から 大津市衣川三丁目字庄田286番186地先まで	変更前	最小 2.5～最大 4.5	26.0
		変更後	最小 4.0～最大 5.0	
市道中1603号線	大津市南志賀二丁目字岩ヶ鼻867番地先から 大津市南志賀二丁目字岩ヶ鼻866番1地先まで	変更前	最小 2.8～最大 3.6	26.8
		変更後	最小 3.4～最大 3.6	
市道東4024号線	大津市大江二丁目字久保江1740番1地先から 大津市大江二丁目字久保江1740番地先まで	変更前	最小 2.4～最大 2.8	9.5
		変更後	最小 3.2～最大 3.4	

(平成31年2月1日揭示済)

大津市告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成31年2月1日から同月15日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月1日

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 間	供用開始年月日
市道幹1013号線	大津市真野一丁目字甲田50番3地先から 大津市真野一丁目字甲田51番1地先まで	平成31年2月1日
市道北2416号線	大津市衣川三丁目字庄田286番163地先から 大津市衣川三丁目字庄田286番186地先まで	平成31年2月1日
市道中1603号線	大津市南志賀二丁目字岩ヶ鼻867番地先から 大津市南志賀二丁目字岩ヶ鼻866番1地先まで	平成31年2月1日
市道中1812号線	大津市桜野町一丁目字油田216番7地先から 大津市桜野町一丁目字油田215番1地先まで	平成31年2月1日
市道東4024号線	大津市大江二丁目字久保江1740番1地先から 大津市大江二丁目字久保江1740番地先まで	平成31年2月1日

（平成31年2月1日掲示済）

大津市告示第38号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり湖都大津まちづくり寄附条例（平成20年条例第35号）に係る寄附金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年2月15日

大津市長 越 直 美

- 1 委託の相手方 東京都中央区京橋二丁目2番1号 株式会社さとふる
- 2 委託期間 平成31年2月1日から同年3月31日まで

大津市告示第39号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を消除した。

平成31年2月15日

大津市長 越 直 美

住 所	氏 名 (通 称)	生年月日	性別	消除年月日
大津市大萱七丁目22番5号レイ ンボーハイツ103	T A G O V I C E N T E D O E I G I (多胡 榎治)	1942年1月1日	男	平成31年1月24日
大津市一里山四丁目16番10 - 405 号	東家 宏典	昭和13年1月6日	男	平成31年1月24日
大津市関津一丁目7番6号ささま 荘203号	山本 浩一	昭和38年11月21日	男	平成31年1月24日

大津市告示第40号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定

障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

平成31年2月15日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号
ぱうぜ	大津市大將軍一丁目15番4号	社会福祉法人しが夢翔会	大津市石山千町270番地の3	共同生活援助	平成31年1月31日	2520100138

大津市告示第41号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

平成31年2月15日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	指定年月日
訪問看護ステーション彩	大津市京町三丁目4番11号 MOA滋賀ビル2階	育成医療及び更生医療	訪問看護	平成31年2月1日
駅クオール薬局JR瀬田店	大津市大萱一丁目10番1号	育成医療及び更生医療	薬局	平成31年2月1日

大津市告示第42号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年2月15日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	更新年月日
ヘルスステーションけんこう舎薬局	大津市唐橋町14番14号	育成医療及び更生医療	薬局	平成31年2月1日
瀬田調剤薬局	大津市一里山三丁目1番1号	育成医療及び更生医療	薬局	平成31年2月1日

大津市告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したもの及び指定医療機関のうち廃止又は辞退の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月15日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	指定年月日
アイン薬局大津店	大津市富士見台14番19号	平成30年11月1日
ステーション薬局石山店	大津市粟津町3番2号JR石山駅NKビル301号	平成30年11月1日
訪問看護ステーション彩	大津市京町三丁目4番11号MOA滋賀ビル2階	平成31年1月1日

2 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	廃止年月日
アイン薬局大津店	大津市富士見台14番19号	平成30年10月31日
ステーション薬局石山店	大津市粟津町3番2号JR石山駅NKビル301号	平成30年10月31日
山元整形外科医院	大津市膳所一丁目13番3号	平成30年12月28日

3 辞退の届出があったもの

名 称	所 在 地	辞退年月日
北井歯科医院	大津市瀬田二丁目5番23号	平成31年1月28日

大津市告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく指定介護機関のうち再開の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月15日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	再 開 年月日
医療法人誠仁会湖南 居宅介護支援事業所	大津市里五丁目2 番14号	医療法人誠仁会吉 徳医院	大津市里五丁目2 番14号	居宅介護支援	平成31年 1月1日

大津市告示第45号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したもの及び指定医療機関のうち廃止の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月15日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	指定年月日
アイン薬局大津店	大津市富士見台14番19号	平成30年11月1日
ステーション薬局石山店	大津市粟津町3番2号JR石山駅NKビル301号	平成30年11月1日

2 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	廃止年月日
アイン薬局大津店	大津市富士見台14番19号	平成30年10月31日
ステーション薬局石山店	大津市粟津町3番2号JR石山駅NKビル301号	平成30年10月31日
山元整形外科医院	大津市膳所一丁目13番3号	平成30年12月28日

大津市告示第46号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく指定介護機関のうち再開の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月15日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	再開年月日
医療法人誠仁会湖南 居宅介護支援事業所	大津市里五丁目2 番14号	医療法人誠仁会吉 徳医院	大津市里五丁目2 番14号	居宅介護支援	平成31年 1月1日

大津市告示第47号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。

平成31年2月15日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び 代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日	介護保険 事業所番号
よしみ居宅介護研 究所	大津市中庄一丁目 12番16号	グッドヘルス合同会社 代表社員 中村 詳美	居宅介護支援	平成31年 2月1日	2570105078

公 告

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所未来まちづくり部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

平成31年2月4日

大津市長 越 直 美

地名・地番	申請人の住所・氏名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	本数
大津市大萱三丁目字山崎823番1	草津市野路東六丁目3番4号ブ レジオ3、707号室 一般社団法人日本アースマイル 代表理事 本郷 智也	27.03	5.00	1

(平成31年2月4日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成31年2月6日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市際川三丁目32番7号 株式会社真栄ハウジング 代表取締役 村山 栄基	開発区域 大津市坂本二丁目字色子川 426番21、428番及び429番 開発行為に関する工事の区域 大津市坂本二丁目字色子川	開発区域 2,718.12㎡ 開発行為に関する 工事の区域 76.25㎡	平成31年 2月6日	第1454号

	426番1の一部及び429番6の一部並びに上記地先大津市法定外道路			
--	-----------------------------------	--	--	--

(平成31年2月6日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成31年2月7日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
守山市小島町932番地4 アスルーニ101号 南橋 勇輝、南橋 美沙	大津市和邇南浜字大かや36番1及び同番5並びに同町字細田42番4、同番5及び43番5	543.86㎡	平成31年2月6日	第1455号

(平成31年2月7日揭示済)

議 会 議 長 告 示

大津市議会議長告示第1号

大津市議会会議程（平成26年議会議長告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月15日

大津市議会議長 中 野 治 郎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(代表質問の質問方式等) 第39条 - 略 - 2 - 略 - 3 代表質問における発言時間（答弁の時間を除く。）は、次の各号に掲げる会派の所属議員数に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 所属議員数3人以上5人以下 <u>35分</u> 所属議員数6人以上10人以下 <u>40分</u> 所属議員数11人以上 <u>45分</u> 4 - 略 -	(代表質問の質問方式等) 第39条 - 略 - 2 - 略 - 3 代表質問における発言時間（答弁の時間を除く。）は、次の各号に掲げる会派の所属議員数に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 所属議員数3人以上5人以下 <u>40分</u> 所属議員数6人以上10人以下 <u>45分</u> 所属議員数11人以上 <u>50分</u> 4 - 略 -

附 則

この告示は、平成31年2月15日から施行する。